明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

六項、第百四条第三項、第百四条の二第四項及び第百五十条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一～五　（略）

六　農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第六条に規定する承認事業計画に従って営む同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業により取得し、又は所有する株式等

2～4　（略）

（従属業務等）

第九十七条　（略）

2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一～二十　（略）

二十一　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業

二十二～三十九　（略）

3～7　（略）

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～七　（略）

六項、第百四条第三項、第百四条の二第四項及び第百五十条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一～五　（略）

（新設）

2～4　（略）

（従属業務等）

第九十七条　（略）

2　法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一～二十　（略）

二十一　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業

二十二～三十九　（略）

3～7　（略）

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～七　（略）

八　農林中央金庫の子会社である前条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2・3　（略）

（法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第百三条　法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十　（略）

十一　農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2・3　（略）

（新設）

2・3　（略）

（法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第百三条　法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十　（略）

（新設）

2・3　（略）

附　則

この命令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

省　令

○総務省令第七十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

総務大臣　武田　良太